放課後みんなのひろばとは
（放課後子ども居場所事業）

「放課後みんなのひろば」は、小学校に就学する児童を対象に学校施設等を利用して、すべての児童に多様な体験や異年齢間の遊びを通じた交流ができる安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図り、保護者の就労等と子育ての両立を支援することを目的とし、「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室」を一体的に実施する事業です。

対象となる児童

① 対象小学校に就学する児童

② 対象小学校区内に居住し、国立小学校、私立小学校、特別支援学校の小学部に通学する児童

③ ゆったりタイムを利用する場合は、①又は②に該当し、就労等により保護者が１７時以降に家庭にいない児童

選考について

選考はありません。

対象となる児童は、どなたでも利用できます。

特別な支援を必要とする場合は、児童の健康状態・発達の状況などを理解するため、事前に児童と

保護者様との面接の機会を持たせていただく場合があります。

利用区分について

利用区分		わくわくタイム	ゆったりタイム
利用時間	小学校の授業のある日	放課後～午後5 時	放課後～午後7 時
	小学校の授業のない日 （ 土曜日、学校長期休業期間等）	午前8 時～午後5 時	午前8 時～午後7 時
閉所日	日曜日、祝・休日、年末年始（１２月２９日～１月３日）及び市長が特に認める日		
活動内容		【 遊びの場】 宿題・自由遊び・ 体験活動など	【 遊びの場＋生活の場】 宿題・自由遊び・ 体験活動など
就労等の理由		不要	必要
おやつ		なし	あり（ ※）

※おやつ代は別途2,000 円がかかります。

ゆったりタイムを利用できる事由及び期間

No	利用事由		利用期間
1	就労	居宅外又は居宅内で労働していること	就労する期間で、最長で年度末（３月３１日）まで
2	求職活動	求職活動をしていること	利用を開始した日から２か月以内。ただし、この間に勤務を開始し、就労証明書を提出した場合は、最長で年度末（3月31日）まで期間を延長できる。
3	就学	就学していること	就学する期間で、最長で年度末（3月31日）まで
4	出産	保護者が出産予定であること	出産予定日を含め、３か月以内（最長で年度末まで）
5	病気	疾病又は負傷している状態にあること	左記の事由により、児童が利用を必要とする期間（最長で年度末（3月31日）まで）
	障害	心身に障害を有していること	
	看護・介護	同居及び別居の親族を常時看護・介護していること	
6	災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっテいること	災害の復旧が完了するまでの期間（最長で年度末（3月31日）まで）

勤労等により保護者が午後5時以降に家庭にいないことを証明する書類

No	利用事由	提出書類
1	就労	**就労証明書（ 所定の様式を使用）** 自営業の方は就労状況が分かる書類もあわせて提出してください。 （ 確定申告の控えの写し、事業案内、収支内訳書の写しなど）
2	求職活動	**誓約書** 入所期間は2 か月です。2 か月以内に基準を満たす就労を開始した 場合は、就労証明書を提出してください。
3	就学	在学（ 入学） 証明書とカリキュラム表など授業日数や時間がわかるもの
4	出産	母子健康手帳の写し（ 出産予定日記載箇所）
5	病気	**医師の診断書** （ 保育困難であることが明記されていること）
	障害	**身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し**
	看護・ 介護	介護申立書および看護・ 介護対象者の次のいずれかの書類 **ア　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し** **イ　要介護認定を受けた介護保険証の写し** **ウ　医師の診断書（ 保育困難または看護・ 介護が必要であることの記載）**
6	災害	**罹災証明書の写し**

注意事項　（提出書類について）

※　保育園等の利用申込みにご用意いただいたもののコピーでも提出可能です。

※　保護者が単身赴任等で別居している場合も、別居している保護者の証明書が必要です。

※　兄弟姉妹２人以上の利用申込みの場合、各証明書類の原本を１部用意し、兄弟姉妹分は写しの提出でも可能です。

※　書類の提出が必要な方は保護者のみです。同居する親族の方などの書類の提出は不要です。

※　各証明書類は、３か月以内に発行されたものの提出を原則とします。

※　各証明書類を受付期間までに準備できない場合は、法人事務局へお問い合わせください。

※　育児休業取得期間中はわくわくタイムの利用はできますが、ゆったりタイムの利用は育児休業から復帰した場合に 利用ができます。

申込みについて

<table>
<tr><th>利用希望月</th><th>申込区分</th><th>一次利用申込受付期間</th><th>受付方法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">４月１日～</td><td>１次
申込み</td><td>令和８年１１月１３日（金）～
令和８年１２月２８日（月）</td><td rowspan="3">ＷＥＢ　申請

法人のホームページから申請してください。
（別紙　参照）</td></tr>
<tr><td>２次
申込み</td><td>令和９年１月４日（月）～
令和９年２月１２日（金）</td></tr>
<tr><td>５月１日～
以降</td><td>随時申込み</td><td>※随時申し込みは、利用開始希望日の
前月10日まで

詳しくは法人へお問い合わせください。</td></tr>
</table>

※ 区役所支援課・支所・市民の窓口では申込みの受付を行っておりません。

※ 対象小学校では申込みの受付を行っておりません。

★決定通知の連絡が来ましたら、最寄りの指定された施設にて入所の書類を受け取ってください。(決定通知はメールでお知らせします)

必要事項をご記入のうえ、３月に予定している利用者説明会の際に、入所書類をご提出ください。

利用者説明会について

利用の承認を受けた方につきましては、別途利用者説明会を実施いたします。

日時・会場につきましては改めて通知いたします。（日程調整中：**3月中旬ごろを予定**）

注意事項

- 申請内容に虚偽が認められたときは、利用承認を取り消す場合があります。
- 公設放課後児童クラブまたは民設放課後児童クラブとの**重複利用**はできません。
  放課後児童クラブの入室申込みがお済の方で本事業の利用申込みをした場合は、
  必ず区支援課または民設放課後児童クラブへ**申込みの取り下げ**を行ってください。
- いただいた個人情報は、さいたま市放課後子ども居場所事業の利用以外の目的には
  使用しません。

その他の注意事項（利用に関すること）

延長について

わくわくタイム、ゆったりタイムを問わず、**延長対応は行いません**。

わくわくタイムで経常的に17時を過ぎる可能性がある方は、ゆったりタイムでの申請をお願いします。

尚、ゆったりタイムは就労要件などがあります。

途中での区分変更について

変更届を提出していただければ可能です。

ゆったりタイムからわくわくタイムへの変更は変更届だけで大丈夫です。

わくわくタイムからゆったりタイムへの変更は就労証明書などの書類の添付が必要となります。

重複利用について

公設・民設の放課後児童クラブとの**重複利用はできません。**

ただし、放課後等デイサービスの利用については、併用可能です。

お迎えについて

原則として保護者等のお迎えをお願いします。

習い事等の都合によりやむを得ない場合には、個別にお問い合わせください。

尚、**車でのお迎えは不可**です。ご遠慮くださるようにご協力をお願いします。

路上駐車などは、近隣住民にご迷惑をかけるだけではなく、交通事故を誘発する原因ともなりますので、絶対におやめください。

「保護者等」の範囲は

- 両親
- 成人の兄姉（18歳以上）
- 祖父母（同居していない場合も含む）
- 同居する成人の親族

その他…習い事や放課後等デイサービスの職員のお迎えは可能です。

同様にファミリーサポートでの引き取りも可能です。

中抜け（一度退所し、再度登所する行為）は、児童の安全確保の観点から不可とします。

1人帰りについて

原則は保護者等によるお迎えをお願いします。

やむを得ない場合は、書面の提出をお願いいたします。

（補充説明：未成年者のお迎えも届け出の対象となります）

- 児童が1人帰りする曜日・時間
- 1人帰りが必要な理由
- 保護者の責任のもとで1人帰りを行う旨の承諾…　など

口頭のみの１人帰りについては許可できませんので、ご了承ください。

1人帰りが可能な場合とは

- 習い事（スイミング、塾、ピアノなど）
- 放課後等デイサービス
- 通院

来所について

長期休業中や土曜日においては、児童一人での来所が可能です。

ただし、新1年生については、4月1日以降の春休み中などは付き添いをお願いいたします。

早朝利用について

早朝利用はできません。

学校休業中は8時からとなります。8時までは受入ができません。

待ち時間内の怪我や事故については、責任は負いかねます。

その他の注意事項　（活動に関すること）

宿題などのサポートについて

一日の中では学習の時間を設けます。

宿題はなるべく居場所で済ませておく習慣や、自主学習の習慣が身に付くように促します。

ただし、これは勉強を教えるのではなく、各自宿題などの勉強をする習慣を促すものでありま す。

職員は学習内容を指導することはできませんので、お子さんの学習内容や習熟度についての は必ずご家庭で確認をお願いします。

また、**学習時間は原則全員が取組み**、学習できる雰囲気、環境のもと行います。

学校休業日の間も、必ず、ご家庭から自習学習の道具を持たせてください。

（タブレットの使用は、原則ご遠慮ください）

MEMO

説明会メモ

気になったこと・確認したいことなどをご自由にお書きください。